

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 17 日 (火) 第 379 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 指定管理者の指定 (PR観光課取扱い) 2
 - 保安林の指定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
 - 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 3
 - 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 4
 - 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 4
 - 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 4
 - 基本測量の終了 (監理課取扱い) 4
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 5
 - (大隅地域振興局取扱い) 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 6
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第41号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 5 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25419	令和 5 年 1 月 5 日	書 籍	芸能お宝最新特報 BUZOOOON!!! Vol. 9 ISBN978-4-89212-684-0	インテルフ イン	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25420			特ダネTABOO! 41秋の大収穫祭号 ISBN978-4-89212-679-6	インテルフ イン		
25421		雑 誌	劇画ロマンス Vol. 21 68547-57	大洋図書		
25422			実話ローレンス	辰巳出版		

		1 月号	18019-1		
25423		実話ナックルズ S P E C I A L		大洋図書	
		2022冬	68547-53		

鹿児島県告示第42号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 5 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人桜島ミュージアム
鹿児島市桜島小池町1327番地
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市春山町2333番から2335番まで、2341番、2342番、2344番、2345番、2361番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
いちき串木野市薩摩山13369番 3, 13382番 3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

いちき串木野市上名字城ノ元2803番，2804番，2806番，2807番，2808番1，2820番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

肝属郡東串良町川東字洲崎4989番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

肝属郡東串良町川東字洲崎4989番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第48号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和5年1月17日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成30年6月15日鹿児島県告示第690号(漁獲共済に係る区域及び区分の設定)は、廃止する。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
いちき串木野市羽島区域(羽島漁業協同組合の地区)並びにいちき串木野市湊町、大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)	(1) 主として小型合併漁業を営む漁業 (2) 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第49号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1280号	なたね油かす及びその粉末	ななしきぶ	窒素全量 5.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	喜多組商事株式会社	大阪府中央区博労町三丁目6番1号御堂筋エスジービル7階	令和4年5月17日

鹿児島県告示第50号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備川南地区の換地計画に係る換地処分を、令和4年12月21日に行った。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第51号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年6月3日鹿児島県告示第499号で告示した基本測量の実施は、令和4年12月23日終了した旨の通知があった。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和5年1月23日から同年7月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市（桜島）

鹿児島地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年1月17日

鹿児島地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アミカつつじが丘	日置市伊集院町 麦生田2024番地 41	社会福祉法人な かよし福祉会	日置市伊集院町 麦生田734番地 2	今村 啓二	令和4年 12月5日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年1月17日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かたりば	鹿屋市吾平町麓 603番地1	合同会社S Y A B E R I B A	鹿屋市吾平町上 名7654番地2小 浜貸家	前田 雄太	令和4年 11月1日	放課後等 デイサー ビス
クローバーよつ ばのいえ川西	鹿屋市川西町 4498番地13号	株式会社スリー ベル	東京都西東京市 ひばりが丘北三 丁目7番14号	鈴木 剛	令和4年 12月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサ ービスがじゅま るイースト	鹿屋市串良町上 小原2681番地1	株式会社スター シップ	鹿屋市野里町 4917番地3	岩元美由記	令和4年 12月1日	保育所等 訪問支援

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年1月17日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

多機能型施設 オルオル	鹿屋市上谷町 11196番地2	企業組合労協セ ンター事業団	東京都豊島区東 池袋1-44-3 池袋ISPタマビ ル	田嶋 羊子	令和4年 10月31日	生活介護 ・就労継 続支援B 型
----------------	--------------------	-------------------	--------------------------------------	-------	----------------	---------------------------

大隅地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年1月17日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
アクティブハウ スR短時間運動 型デイサービス	曾於市大隅町岩 川6564-4	合同会社アール	曾於市大隅町岩 川6553-7	河合 貴也	令和4年 10月1日	自立訓練 (機能訓 練)
就労継続支援B 型BEE-yan	鹿屋市寿七丁目 6番23号	合同会社那組開 発	鹿屋市寿五丁目 17番11号	久保 蘭一哉	令和4年 11月1日	就労継続 支援B型

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として南大隅町選挙管理委員会から施設の指定の報告があったので、令和4年2月14日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第4号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年1月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表中錦江町の項の次に次のように加える。

南大隅町	南大隅町立体育館	南大隅町根占川北199番地	1500	南大隅町教 育長
------	----------	---------------	------	-------------

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年1月17日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	S/OVERLORD絶対支配者 光臨II/SX	株式会社オーイズミ	2S1507